

善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成２９年１２月１日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する第１号事業を行う事業者の指定等に関し、法、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）及び善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（指定事業者の指定等）

第２条 市長は法第１１５条の４５の５第１項の規定による指定事業者の指定（以下「指定事業者の指定」という。）の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（第１号様式）又は善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書（第２号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

２ 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（指定の更新等）

第３条 市長は法第１１５条の４５の６第４項において準用する法第１１５条の４５の５第１項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書（第３号様式）又は善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書（第４号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第４条 省令第１４０条の６２の３第２項第４号に規定する変更の届出は、その変更があった日から１０日以内に行わなければならない。

２ 省令第１４０条の６２の３第２項第５号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から１０日以内に行わなければならない。

(指定の取消し等)

第5条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消・停止通知書（第5号様式）により、当該指定の取消し又は停止に係る事業者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業を行う事業者の指定に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱の規定により行われた申請又は届出については、この要綱による改正後の善通寺市市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱の規定により行われた申請又は届出とみなす。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

善通寺市長

善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定事業者の指定について、下記のとおり指定を決定したので通知します。

記

事業者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
事業所の所在地		
事業所の名称		
サービスの種類		
指定年月日		
指定の有効期間		年 月 日～ 年 月 日
介護保険事業所番号		

第 号
年 月 日

様

善通寺市長

善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった指定事業者の指定について、下記のとおり
申請を却下したので通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 代表者の職名及び氏名
- 3 事業所（施設）の名称及び所在地
- 4 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、善通寺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、善通寺市を被告として（訴訟において善通寺市を代表する者は善通寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

善通寺市長

善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書

年 月 日付けで申請のあった指定事業者の指定の更新について、下記のとおり指定の更新を決定したので通知します。

記

事業者	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
事業所の所在地		
事業所の名称		
サービスの種類		
指定年月日		
指定の有効期間		年 月 日～ 年 月 日
介護保険事業所番号		

第 号
年 月 日

様

善通寺市長

善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった指定事業者の指定の更新について、下記のとおり指定更新申請を却下したので通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 代表者の職名及び氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、善通寺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、善通寺市を被告として（訴訟において善通寺市を代表する者は善通寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

善通寺市長

善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消・停止通知書

介護保険法第115条の45の9の規定に基づき、下記のとおり指定を（取消し・停止）したので通知します。

記

- 1 事業者名
- 2 代表者の職名及び氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 指定（取消・停止）年月日
- 5 介護保険事業所番号
- 6 サービスの種類
- 7 理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、善通寺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、善通寺市を被告として（訴訟において善通寺市を代表する者は善通寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。